

基勞補発第 0125001 号

平成 18 年 1 月 25 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

( 契 印 省 略 )

胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準の施行に当たって  
留意すべき事項について

標記のことについては、平成 18 年 1 月 25 日付け基発 0125002 号「胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準について」（以下「認定基準」という。）をもって指示されたところであるが、その施行に当たっては下記に留意されたい。

記

1 専門検討会報告書について

認定基準は、「胸腹部臓器の障害認定に関する専門検討会報告書」に基づくものであることから、その施行に当たっては、必要に応じ、報告書を参照すること。

2 医療機関への周知について

別途送付するパンフレットを活用するなどにより、医師会及び関係医療機関に対し認定基準の内容の周知に努めること。

3 その他

認定基準の新旧対照表を添付したので、参考にされたい。

認定基準の新旧対照表 (胸腹部臓器の障害)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準</u></p> <p><u>第1 胸腹部臓器の障害と障害等級</u> 胸腹部臓器の障害については、障害等級表において、次のとおり等級を定めている。</p> <p>1 胸腹部臓器の障害 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 第1級の4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 第2級の2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 第3級の4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 第5級の1の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 第7級の5 両側のこう丸を失ったもの 第7級の13 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 第9級の7の3 生殖器に著しい障害を残すもの 第9級の12 胸腹部臓器の機能に障害を残し、<u>労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</u> 第11級の9 <u>胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</u> 第13級の3の3</p> <p>2 障害等級の認定に当たっては、次によること。</p>	<p>7 胸腹部臓器</p> <p>(1) 胸腹部臓器の障害と障害等級</p> <p>イ 胸腹部臓器の障害については、障害等級表において、次のごとく、<u>胸腹部臓器、ひ臓・じん臓及び生殖器のそれぞれの障害について等級を定めている。</u></p> <p>(イ) 胸腹部臓器の障害 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 第1級の4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 第2級の2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 第3級の4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 第5級の1の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 第7級の5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 第9級の7の3 胸腹部臓器に障害を残すもの 第11級の9</p> <p>(ロ) ひ臓、じん臓の障害 ひ臓又は1側のじん臓を失ったもの 第8級の11</p> <p>(ハ) 生殖器の障害 両側のこう丸を失ったもの 第7級の13 生殖器に著しい障害を残すもの 第9級の12</p> <p>ロ <u>胸腹部臓器の障害については、その労働能力に及ぼす影響を総合的に判断して等級を認定すること。したがって、胸腹部臓器の諸器官</u></p>

(1) 胸腹部臓器（生殖器を含む。）の障害の障害等級については、その障害が単一である場合には第2に定める基準により認定すること。また、その障害が複数認められる場合には、併合の方法を用いて準用等級を定めること。

(2) 多数の臓器に障害を残し、それらが複合的に作用するために介護が必要な程度に重度の障害が残ることとなる場合のように、併合の方法により得られた等級が次の総合評価による等級を明らかに下回る場合は介護の程度及び労務への支障の程度を総合的に判断して障害等級を認定すること。

労務に服することができず、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について常時介護を要するもの 第1級の4

労務に服することができず、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について随時介護を要するもの 第2級の2の3

労務に服することはできないが、生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるもの 第3級の4

極めて軽易な労務にしか服することができないもの 第5級の1の3

軽易な労務にしか服することができないもの 第7級の5

通常の労務に服することはできるが、就労可能な職種が相当程度に制約されるもの 第9級の7の3

通常の労務に服することはできるが、機能の障害の存在が明確であって労務に支障を来すもの 第11級の9

## 第2 障害等級認定の基準

### 1 呼吸器の障害

呼吸機能に障害を残したものの障害等級は、原則として下記(1)により判定された等級に認定すること。ただし、その等級が(2)又は(3)により判定された等級より低い場合には、(2)又は(3)により判定された等級により認定すること。

なお、(1)により判定された等級が第3級以上に該当する場合は、

に2種以上の障害が存したとしても併合の方法により準用等級を定めるべきではない。

また、胸腹部臓器の障害の程度を判断するにあたっては、必要な検査の結果について専門医の意見を参考とし、かつ、既存の障害について調査したうえで等級を認定すること。

ハ 障害等級表に掲げていない胸腹部臓器の障害については、労災則第14条第4項により、その障害の程度に応じて障害等級表に掲げている他の障害に準じて等級を認定すること。

### (2) 障害等級認定の基準

胸腹部臓器の障害（心臓、じん臓の障害及び生殖器の障害を除く。）については、その障害の程度により、「自用を弁することができないもの」を第1級、「多少自用を弁することができる程度のもの」を第2級、「自用を弁することはできるが、終身にわたり労務に服することができないもの」を第3級、「自用を弁することができるが、労働能力に著しい支障が生じ、終身極めて軽易な労務にしか服することができないもの」を第5級、「一応労働することはできるが、労働能力に

(2) 又は (3) による判定を行う必要はないこと。

また、スパイロメトリーを適切に行うことができない場合は、(2) による判定を行わないこと。

(1) 動脈血酸素分圧と動脈血炭酸ガス分圧の検査結果による判定

ア 動脈血酸素分圧が 50Torr 以下のもの

(ア) 呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは、第 1 級の 4 とする。

(イ) 呼吸機能の低下により随時介護が必要なものは、第 2 級の 2 の 3 とする。

(ウ) (ア) 及び (イ) に該当しないものは、第 3 級の 4 とする。

イ 動脈血酸素分圧が 50Torr を超え 60Torr 以下のもの

(ア) 動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲 (37Torr 以上 43Torr 以下をいう。以下同じ。) にないもので、かつ、呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは、第 1 級の 4 とする。

(イ) 動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲にないもので、かつ、呼吸機能の低下により随時介護が必要なものは、第 2 級の 2 の 3 とする。

(ウ) 動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲にないもので、(ア) 及び (イ) に該当しないものは、第 3 級の 4 とする。

(エ) (ア)、(イ) 及び (ウ) に該当しないものは、第 5 級の 1 の 3 とする。

ウ 動脈血酸素分圧が 60Torr を超え 70Torr 以下のもの

(ア) 動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲にないものは、第 7 級の 5 とする。

(イ) (ア) に該当しないものは、第 9 級の 7 の 3 とする。

エ 動脈血酸素分圧が 70Torr を超えるもの

動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲にないものは、第 11 級の 9 とする。

(2) スパイロメトリーの結果及び呼吸困難の程度による判定

ア %1 秒量が 35 以下又は%肺活量が 40 以下であるもの

支障が生じ、軽易な労務にしか服することができないもの」を第 7 級、「通常の労働を行うことはできるが、就労可能な職種が相当程度制約されるもの」を第 9 級、「機能の障害の存在が明確であって労働に支障をきたすもの」を第 11 級にとそれぞれ該当させるものであること。

イ 胸部臓器の障害 (じん肺による障害を除く。)

(イ) 胸部臓器の障害に係る等級は、次により認定すること。

a 「重度の胸部臓器の障害のために、生命維持に必要な身のまわりの処理の動作について、常に他人の介護を要するもの」は、第 1 級の 4 に該当する。

胸部臓器の障害により、日常生活の範囲が病床に限定されている状態のものがこれに該当する。

b 「高度の胸部臓器の障害のために、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時介護を要するもの」は第 2 級の 2 の 3 に該当する。

胸部臓器の障害により、日常生活の範囲が主として病床にあるが、食事、用便、自宅内の歩行など短時間の離床が可能であるか又は差し支えない程度の状態のものがこれに該当する。

c 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、高度の胸部臓器の障害のために、終身にわたりおよそ労務に就くことができないもの」は、第 3 級の 4 に該当する。

胸部臓器の障害により、自宅周囲の歩行が可能か又は差し支えないが、終身にわたりおよそ労務に服することができない状態のものがこれに該当する。

d 「胸部臓器の障害のため、終身きわめて軽易な労務のほか服することができないもの」は、第 5 級の 1 の 3 に該当する。

胸部臓器の障害による身体的能力の低下などのため、独力では一般平均人の 4 分の 1 程度の労働能力しか残されていない場合が、これに該当する。

労働能力の判定にあたっては、医学的他覚所見を基礎とし、さらに労務遂行の持続力についても十分に配慮して総合的に

(ア) 高度の呼吸困難が認められ、かつ、呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは、第1級の4とする。

「高度の呼吸困難」とは、呼吸困難のため、連続しておおむね100m以上歩けないものをいう（以下同じ。）。

(イ) 高度の呼吸困難が認められ、かつ、呼吸機能の低下により随時介護が必要なものは、第2級の2の3とする。

(ウ) 高度の呼吸困難が認められ、(ア)及び(イ)に該当しないものは、第3級の4とする。

(エ) 中等度の呼吸困難が認められるものは、第7級の5とする。

「中等度の呼吸困難」とは、呼吸困難のため、平地でさえ健常者と同様には歩けないが、自分のペースでなら1km程度の歩行が可能であるものをいう（以下同じ。）。

(オ) 軽度の呼吸困難が認められるものは、第11級の9とする。

「軽度の呼吸困難」とは、呼吸困難のため、健常者と同様には階段の昇降ができないものをいう（以下同じ。）。

イ %1秒量が35を超え55以下又は%肺活量が40を超え60以下であるもの

(ア) 高度又は中等度の呼吸困難が認められるものは、第7級の5とする。

(イ) 軽度の呼吸困難が認められるものは、第11級の9とする。

ウ %1秒量が55を超え70以下又は%肺活量が60を超え80以下であるもの

高度、中等度又は軽度の呼吸困難が認められるものは、第11級の9とする。

(3) 運動負荷試験の結果による判定

(1) 及び(2)による判定では障害等級に該当しないものの、呼吸機能の低下による呼吸困難が認められ、運動負荷試験の結果から明らかに呼吸機能に障害があると認められるものは、第11級の9とする。

判断すること。

e 「中等度の胸部臓器の障害のために、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しているもの」は、第7級の5に該当する。

胸部臓器の障害による身体的能力の低下などのため独力では一般平均人の2分の1程度の労働能力しか残されていない場合がこれに該当する。

f 「一般的労働能力は残存しているが、胸部臓器の障害のため社会通念上その就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」は、第9級の7の3に該当する。

g 「一般的労働能力は残存しているが、胸部臓器の機能の障害の存在が明確であって労働に支障をきたすもの」は、第11級の9に該当する。

(ロ) 胸部臓器の障害とは、心臓、心のう、肺臓、ろく(胸)膜、横隔膜等に他覚的に証明しうる変化が認められ、かつ、その機能にも障害が証明されるものをいう。

(ハ) 胸部臓器の障害については、心のうゆ着、心外膜障害、心内膜障害、心弁膜障害、ろく膜(横隔膜)ゆ着及び肝臓(ベンチ)並びに肺損傷後遺による肉変形成等の程度に応じて等級を認定すること。

なお、上記障害の検査は、聴打診、心電図、エックス線透視並びに撮影、心肺機能検査(負荷試験を含む。)、血液ガス分析等によること。

ロ じん肺による障害

じん肺による障害については、基本的には、上記の「イ 胸部臓器の障害」の取扱いによることとなるが、その疾病のもつ特異性、複雑性等にかんがみ、特に次のように取り扱うこととする。

(イ) じん肺による障害に係る等級は、心肺機能の低下の程度及びエックス線写真の像型等をもって次により認定すること。

なお、心肺機能の低下の程度及びエックス線写真の像型については、「じん肺法」に定める検査方法によること。

## 2 循環器の障害

### (1) 心機能が低下したもの

心筋梗塞、狭心症、心臓外傷等の後遺症状により心機能が低下したものの障害等級は、心機能の低下による運動耐容能の低下の程度により、次のとおり認定すること。

ア 心機能の低下による運動耐容能の低下が中等度であるものは、第9級の7の3とする。

おおむね6 METs (メッツ) を超える強度の身体活動が制限されるものがこれに該当する(作業・運動の内容と運動強度との関連は、別添「胸腹部臓器の障害に関する医学的事項等」の2の(3)のイの表を参照のこと)。

(例) 平地を健康な人と同じ速度で歩くのは差し支えないものの、平地を急いで歩く、健康な人と同じ速度で階段を上るという身体活動が制限されるもの

イ 心機能の低下による運動耐容能の低下が軽度であるものは、第11級の9とする。

おおむね8 METs を超える強度の身体活動が制限されるものがこれに該当する。

(例) 平地を急いで歩く、健康な人と同じ速度で階段を上るという身体活動に支障がないものの、それ以上激しいか、急激な身体活動が制限されるもの

(注) 心機能が低下したものは、次のいずれにも該当する場合を除き、通常、療養を要するものであること。

(ア) 心機能の低下が軽度にとどまること

(イ) 危険な不整脈が存在しないこと

(ウ) 残存する心筋虚血が軽度にとどまること

### (2) 除細動器又はペースメーカを植え込んだもの

ア 除細動器を植え込んだものは、第7級の5とする。

イ ペースメーカを植え込んだものは、第9級の7の3とする。

a 「心肺機能に中等度 (F2) の障害があり、エックス線写真の像型が第4型 (R4) (大陰影の大きさが、1側の肺野の1/2以下のものに限る。以下同じ。) のもの」は、第7級の5に該当する。

b 「心肺機能に軽度 (F1) の障害があり、エックス線写真の第4型 (R4) のもの」は、第9級の7の3に該当する。

c 「心肺機能に中等度 (F2) の障害があり、エックス線写真の像型が第3型 (R3) のもの」は、第9級の7の3に該当する。

d 「心肺機能に軽微 (F0) な障害があり、エックス線写真の像型が第4型 (R4) のもの」は、第11級の9に該当する。

e 「心肺機能に軽度 (F1) の障害があり、エックス線写真の像型が第3型 (R3) のもの」は、第11級の9に該当する。

f 「心肺機能に中等度 (F2) 又は軽度 (F1) の障害があり、エックス線写真の像型が第2型 (R2) のもの」は、第11級の9に該当する。

(ロ) 外科的療法により、ろく骨又はせき柱の変形障害とじん肺による障害が存する場合には、いずれか上位の等級により認定すること。

(ハ) 外科的療法により、ろく骨又はせき柱の変形障害並びにじん肺による障害が存する場合には、まず、ろく骨の変形障害とせき柱の変形障害とを併合して等級を定め、次にその等級とじん肺による障害等級を比べ、いずれか上位の等級により認定すること。

(ニ) 「心肺機能の中等度の障害」とは、換気指数が40以上60未満のもの、「心肺機能の軽度の障害」とは、換気指数が60以上80未満のもの、また「心肺機能の軽微な障害」とは、換気指数が80以上のものをいう。

(ホ) じん肺による障害に係る等級認定の時期は、次によること。

a じん肺に活動性結核を伴わない者について、その症状が1年を通じて次の各号に該当しており、かつ、引続き6カ月を通じ

(注) 除細動器又はペースメーカを植え込み、かつ、心機能が低下したものは、併合の方法を用いて準用等級を定めること。

(3) 房室弁又は大動脈弁を置換したもの

ア 継続的に抗凝血薬療法を行うものは、第9級の7の3とする。

イ アに該当しないものは、第11級の9とする。

(4) 大動脈に解離を残すもの

偽腔開存型の解離を残すものは、第11級の9とする。

て経過観察を行っても、なお、その症状に変化が認められないとき。

(a) 心肺機能検査を各季節1回以上行い、心肺機能の障害が中等度以下であること。

(b) 呼吸困難が常にⅡ度以下であること。

(c) ぜん息様症状を伴わないこと。

注1 「経過観察」とは、機能を高めるような薬剤等の投与を中止して医師の観察下にある状態をいう。

2 「呼吸困難度」とは、ヒュー・ジョンズ分類に準じ次のように区分される。

第Ⅰ度 同年齢の健康者と同様に労働ができ、歩行、登山あるいは階段の昇降も健康者と同様に可能な程度のもの

第Ⅱ度 同年齢の健康者と同様に歩くことには支障はないが、坂や階段は同様に登れない程度のもの

第Ⅲ度 平地でも健康者なみに歩くことができないが、自己のペースでなら1km以上歩ける程度のもの

第Ⅳ度 50m以上歩くのに一休みしなければ歩けない程度のもの

第Ⅴ度 話したり着物を脱ぐのにも息切れがして、そのため屋外にでられない程度のもの

3 「ぜん息様症状」とは、気管部の喘鳴等（ゼイゼイ、ヒューヒュー）の症状をいう。

b じん肺の活動性結核を伴うもので、十分な療養の結果、更に療養を続ける必要がなくなったと判断されるものについては、引き続き1年以上経過を観察しても結核再発の徴候が認められないとき。

### 3 腹部臓器の障害

腹部臓器の障害に関する障害等級は、以下の臓器ごとに、その機能の低下の程度等により、各々認定すること。

#### (1) 食道の障害

食道の狭さくによる通過障害を残すものは、第9級の7の3とする。

「食道の狭さくによる通過障害」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 通過障害の自覚症状があること

イ 消化管造影検査により、食道の狭さくによる造影剤のうっ滞が認められること

#### (2) 胃の障害

ア 胃の障害に関する障害等級は、胃の切除により生じる症状の有無により、次のとおり認定すること。

(ア) 消化吸収障害、ダンピング症候群及び胃切除術後逆流性食道炎のいずれもが認められるものは、第7級の5とする。

(イ) 消化吸収障害及びダンピング症候群が認められるものは、第9級の7の3とする。

(ウ) 消化吸収障害及び胃切除術後逆流性食道炎が認められるものは、第9級の7の3とする。

(エ) 消化吸収障害、ダンピング症候群又は胃切除術後逆流性食道炎のいずれかが認められるものは、第11級の9とする。

(オ) 噴門部又は幽門部を含む胃の一部を亡失したもの（第9級の7の3及び第11級の9に該当するものを除く。）は、第13級の3の3とする。

イ 胃の切除により生じる症状の有無は、次により判断すること。

(ア) 上記アにおいて「消化吸収障害が認められる」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 胃の全部を亡失したこと

### ハ 腹部臓器の障害

(イ) 腹部臓器の障害に係る等級の認定については、「イ 胸部臓器の障害」におけると同様の基準により行う。

(ロ) 腹部臓器の障害については、ひ臓又は1側のじん臓亡失のごとく独自の等級が定められているものについては、それにより等級を認定することとなるが、それ以外の障害については、各器官相互に密接な関連性があるので、1つの検査結果のみにより判断することなく、関連する諸検査を行い、その障害の程度に応じて等級を認定する。

例 ひ臓及び1側のじん臓の摘出が認められる場合であっても、現状ではほとんど労務に支障をきたさないと認められるときには、第8級の11とすべきであるが、他側のじん臓に原因のいかんにかかわらず、じん臓が存する場合に、健側のじん臓を摘出したことによって全身疲労、頭痛等、身体に及ぼす影響が大きく、軽労働以外には服することができないと認められるときには、第7級の5に認定する。

(ハ) 腹部臓器の障害の検査は、エックス線透視及び撮影、内視鏡検査、消化液検査、尿検査、ふん便検査、肝・膵・じん臓等の機能検査、血液検査等による。

なお、腹部臓器については、胸部臓器の場合と同様治癒後の症状が増悪する可能性が多く、再発しやすいことを考慮して、その検査記録を残しておくことが大切である。

b 噴門部又は幽門部を含む胃の一部を亡失し、低体重等 (BMI が 20 以下であるものをいう。ただし、被災前から BMI が 20 以下であったものについては、被災前よりも体重が 10% 以上減少したものをいう。以下同じ。) が認められること

(イ)「ダンピング症候群が認められる」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

- a 胃の全部又は幽門部を含む胃の一部を亡失したこと
- b 食後 30 分以内に出現するめまい、起立不能等の早期ダンピング症候群に起因する症状又は食後 2 時間後から 3 時間後に出現する全身脱力感、めまいなどの晩期ダンピング症候群に起因する症状が認められること

(ウ)「胃切除術後逆流性食道炎が認められる」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

- a 胃の全部又は噴門部を含む胃の一部を亡失したこと
- b 胸焼け、胸痛、嚥下困難等の胃切除術後逆流性食道炎に起因する自覚症状があること
- c 内視鏡検査により食道にびらん、潰瘍等の胃切除術後逆流性食道炎に起因する所見が認められること

### (3) 小腸の障害

#### ア 小腸を大量に切除したもの

小腸を大量に切除したものの障害等級は、次のとおり認定すること。

なお、小腸を切除したことにより人工肛門を造設したものは、イにより認定すること。

(ア) 残存する空腸及び回腸 (以下「残存空・回腸」という。) の長さが 100cm 以下となったものは、第 9 級の 7 の 3 とする。

(イ) 残存空・回腸の長さが 100cm を超え 300cm 未満となったものであって、消化吸収障害が認められるもの (低体重等が認められるものをいう。) は、第 11 級の 9 とする。

(注) 小腸を大量に切除したため、経口的な栄養管理が不可能

なものは、通常、療養を要するものであること。

イ 人工肛門を造設したもの

(ア) 小腸内容が漏出することによりストマ周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パウチ等の装着ができないものは、第5級の1の3とする。

(イ) (ア) に該当しないものは、第7級の5とする。

ウ 小腸皮膚瘻を残すもの

(ア) 瘻孔から小腸内容の全部又は大部分が漏出するもの

a 小腸内容が漏出することにより小腸皮膚瘻周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パウチ等の装着ができないもの(以下「パウチ等による維持管理が困難であるもの」という。)は、第5級の1の3とする。

b aに該当しないものは、第7級の5とする。

(イ) 瘻孔から漏出する小腸内容がおおむね100ml/日以上のもの

a パウチ等による維持管理が困難であるものは、第7級の5とする。

b aに該当しないものは、第9級の7の3とする。

(ウ) 瘻孔から少量ではあるが明らかに小腸内容が漏出する程度のものは、第11級の9とする。

エ 小腸の狭さくを残すもの

小腸の狭さくを残すものは、第11級の9とする。

「小腸の狭さく」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) 1か月に1回程度、腹痛、腹部膨満感、嘔気、嘔吐等の症状が認められること

(イ) 単純エックス線像においてケルクリングひだ像が認められること

(4) 大腸の障害

ア 大腸を大量に切除したもの

結腸のすべてを切除するなど大腸のほとんどを切除したものは、第11級の9とする。

なお、大腸を切除したことにより人工肛門を造設したものは、イにより認定すること。

イ 人工肛門を造設したもの

(ア) 大腸内容が漏出することによりストマ周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パウチ等の装着ができないものは、第5級の1の3とする。

(イ) (ア) に該当しないものは、第7級の5とする。

ウ 大腸皮膚瘻を残すもの

大腸皮膚瘻を残したものの障害等級は、上記(3)のウ(小腸皮膚瘻を残すもの)の「小腸」を「大腸」に読み替えて認定すること。

エ 大腸の狭さくを残すもの

大腸の狭さくを残すものは、第11級の9とする。

「大腸の狭さく」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) 1か月に1回程度、腹痛、腹部膨満感等の症状が認められること

(イ) 単純エックス線像において、貯留した大量のガスにより結腸膨起像が相当区間認められること

オ 便秘を残すもの

便秘については、次のとおり認定すること。

(ア) 用手摘便を要すると認められるものは、第9級の7の3とする。

(イ) (ア) に該当しないものは、第11級の9とする。

「便秘」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

a 排便反射を支配する神経の損傷がMRI、CT等により確認できること

b 排便回数が週2回以下の頻度であって、恒常的に硬便であると認められること

なお、(ア) 及び (イ) の障害の評価には、便秘を原因とする頭痛、悪心、嘔吐、腹痛等の症状が含まれるものであること。

カ 便失禁を残すもの

(ア) 完全便失禁を残すものは、第7級の5とする。

(イ) 常時おむつの装着が必要なもの(第7級の5に該当するものを除く。)は、第9級の7の3とする。

(ウ) 常時おむつの装着は必要ないものの、明らかに便失禁があると認められるものは、第11級の9とする。

(5) 肝臓の障害

ア 肝硬変(ウイルスの持続感染が認められ、かつ、AST・ALTが持続的に低値であるものに限る。)は、第9級の7の3とする。

イ 慢性肝炎(ウイルスの持続感染が認められ、かつ、AST・ALTが持続的に低値であるものに限る。)は、第11級の9とする。

(6) 胆のうの障害

胆のうを失ったものは、第13級の3の3とする。

(7) すい臓の障害

ア すい臓の障害に関する障害等級は、次のとおり認定すること。

(ア) 外分泌機能の障害と内分泌機能の障害の両方が認められるものは、第9級の7の3とする。

(イ) 外分泌機能の障害又は内分泌機能の障害のいずれかが認められるものは、第11級の9とする。

(ウ) 軽微なすい液瘻を残したために皮膚に疼痛等を生じるものは、局部の神経症状として、第12級の12又は第14級の9とする。

イ 「外分泌機能の障害」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) 上腹部痛、脂肪便(常食摂取で1日ふん便中脂肪が6g以上であるもの)、頻回の下痢等の外分泌機能の低下による症状が認められること

(イ) 次のいずれかに該当すること

a すい臓を一部切除したこと

b BT-PABA (PFD) 試験で異常低値(70%未満)を示すこと

c ふん便中キモトリプシン活性で異常低値(24U/g未満)を

示すこと

d アミラーゼ又はエラスターゼの異常低値を認めるもの  
ウ 「内分泌機能の障害」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) 異なる日に行った経口糖負荷試験によって、境界型又は糖尿病型であることが2回以上確認されること

(イ) 空腹時血漿中のC-ペプチド (CPR) が0.5ng/ml以下 (インスリン異常低値) であること

(ウ) II型糖尿病に該当しないこと

(注) 内分泌機能に障害があるためにインスリン投与を必要とする場合は、療養を要するものであること。

(8) ひ臓の障害

ひ臓を失ったものは、第13級の3の3とする。

(9) 腹壁癒痕ヘルニア、腹壁ヘルニア、鼠径ヘルニア又は内ヘルニアを残すもの

ア 常時ヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるもの、又は立位をしたときヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるものは、第9級の7の3とする。

イ 重激な業務に従事した場合等腹圧が強くなる時にヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるものは、第11級の9とする。

4 泌尿器の障害

(1) じん臓の障害

じん臓の障害に関する障害等級は、じん臓の亡失の有無及び糸球体濾過値 (以下「GFR」という。) によるじん臓機能の低下の程度により認定すること。

ア じん臓を失っていないもの

(ア) GFRが30ml/分を超え50ml/分以下のものは、第9級の7の

三 泌尿器の障害

(イ) 泌尿器は、じん臓、尿管、膀胱、尿道等からなり、その障害に係る等級は次により認定すること。

a じん臓の障害

(a) 「尿路変更術を余儀なくされたため、じん瘻、じん盂瘻、尿管皮膚吻合、尿管腸吻合を残したまま治ゆとすべき状態となったもの」は、第7級の5に該当する。

(b) 「明らかに受傷に原因する慢性じん盂じん炎、水じん症」は、第8級の11に該当する。

3とする。

(イ) GFRが 50ml/分を超え 70ml/分以下のものは、第 11 級の 9 とする。

(ウ) GFRが 70ml/分を超え 90ml/分以下のものは、第 13 級の 3 の 3 とする。

イ 一側のじん臓を失ったもの

(ア) GFRが 30ml/分を超え 50ml/分以下のものは、第 7 級の 5 とする。

(イ) GFRが 50ml/分を超え 70ml/分以下のものは、第 9 級の 7 の 3 とする。

(ウ) GFRが 70ml/分を超え 90ml/分以下のものは、第 11 級の 9 とする。

(エ) (ア)、(イ) 及び (ウ) のいずれにも該当しないものは、第 13 級の 3 の 3 とする。

(2) 尿管、膀胱及び尿道の障害

ア 尿路変向術を行ったもの

尿路変向術を行ったものの障害等級は、次により認定すること。

(ア) 非尿禁制型尿路変向術を行ったもの

a 尿が漏出することによりストマ周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パッド等の装着ができないものは、第 5 級の 1 の 3 とする。

b a に該当しないものは、第 7 級の 5 とする。

(イ) 尿禁制型尿路変向術を行ったもの

a 禁制型尿リザボアの術式を行ったものは、第 7 級の 5 とする。

b 尿禁制型尿路変向術（禁制型尿リザボア及び外尿道口形成術を除く。）を行ったものは、第 9 級の 7 の 3 とする。

c 外尿道口形成術を行ったものは、第 11 級の 9 とする。

なお、外尿道口形成術は、外性器の全部又は一部を失ったことにより行うものであるから、外尿道口形成術の障害等級と

(c) 「1 側のじん臓を亡失したもの」は、第 8 級の 11 に該当する。

(d) 「療養の最終段階として、尿道瘻、膀胱瘻孔及び数回にわたる手術にかかわらず、なお瘻孔を残し、根治のためには、ある一定の期間後に再び手術が必要であると認められる場合であっても、この状態において治ゆとしたもの」は、第 11 級の 9 に該当する。

(e) 「膀胱括約筋の変化によることが明らかな尿失禁」は、第 11 級の 9 に該当する。

外性器の亡失の障害等級のうち、いずれか上位の障害等級により認定すること。

d 尿道カテーテルを留置したものは、第11級の9とする。

イ 排尿障害を残すもの

(ア) 膀胱の機能の障害によるもの

a 残尿が100ml以上であるものは、第9級の7の3とする。

b 残尿が50ml以上100ml未満であるものは、第11級の9とする。

(イ) 尿道狭さくによるもの

尿道狭さくによるものの障害等級は、次により認定すること。

ただし、尿道狭さくのため、じん機能に障害を来すものは、じん臓の障害の等級により認定すること。

a 糸状ブジーを必要とするものは、第11級の9とする。

b 「シャリエ式」尿道ブジー第20番（ネラトンカテーテル第11号に相当する。）が辛うじて通り、時々拡張術を行う必要があるものは、第14級（準用）とする。

ウ 蓄尿障害を残すもの

(ア) 尿失禁を残すもの

a 持続性尿失禁

持続性尿失禁を残すものは、第7級の5とする。

b 切迫性尿失禁及び腹圧性尿失禁

(a) 終日パッド等を装着し、かつ、パッドをしばしば交換しなければならぬものは、第7級の5とする。

(b) 常時パッド等を装着しなければならぬが、パッドの交換までは要しないものは、第9級の7の3とする。

(c) 常時パッド等の装着は要しないが、下着が少しぬれるものは、第11級の9とする。

(イ) 頻尿を残すもの

頻尿を残すものは、第11級の9とする。

b 膀胱の障害

(a) 「膀胱の完全な機能廃絶」は第3級の4に該当する。

(b) 「萎縮膀胱（容量50cc以下）」は、第7級の5に該当する。

(c) 「常時尿漏を伴う経度の膀胱機能不全又は膀胱けいれんによる持続性の排尿痛」は第11級の9に該当する。

c 尿道狭さくの障害

(a) 『シャリエ式』尿道ブジー第20番（ネラトンカテーテル第11号に相当する。）が辛うじて通り、時々拡張術を行う必要のあるもの」は、第14級を準用すること。

(b) 「糸状ブジーを必要とするもの」は、第11級の9に該当する。

(c) 尿道狭さくのため、じん機能に障害をきたすものは、じん臓の障害により障害を認定すること。

「頻尿」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

- a 器質的病変による膀胱容量の器質的な減少又は膀胱若しくは尿道の支配神経の損傷が認められること
- b 日中8回以上の排尿が認められること
- c 多飲等の他の原因が認められないこと

#### 5 生殖器の障害

生殖器の障害については、次により等級を認定すること。

##### (1) 生殖機能を完全に喪失したもの

ア 両側のこう丸を失ったものは、第7級の13とする。

イ 次のものは第7級の13を準用すること。

(ア) 常態として精液中に精子が存在しないもの

(イ) 両側の卵巣を失ったもの

(ウ) 常態として卵子が形成されないもの

##### (2) 生殖機能に著しい障害を残すもの（生殖機能は残存しているものの、通常の性交では生殖を行うことができないものが該当する。）

次のものは、第9級の12とする。

ア 陰茎の大部分を欠損したもの（陰茎を膣に挿入することができないと認められるものに限る。）

イ 勃起障害を残すもの

「勃起障害」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) 夜間睡眠時に十分な勃起が認められないことがリジスキャン®による夜間陰茎勃起検査により証明されること

(イ) 支配神経の損傷等勃起障害の原因となり得る所見が次に掲げる検査のいずれかにより認められること

a 会陰部の知覚、肛門括約筋のトーンス・自律収縮、肛門反射及び球海綿反射筋反射に係る検査（神経系検査）

b プロスタグランジンE1海綿体注射による各種検査（血管系検査）

ウ 射精障害を残すもの

#### ホ 生殖器の障害

生殖器の障害に係る等級は、次により認定する。

(イ) 「生殖能力に著しい制限があるものであって、性交不能をきたすようなもの」は、第9級の12に該当する。

（例 陰茎の大部分の欠損、瘢痕による膣口狭さく等）

(ロ) 「1側のこう丸の欠損又は欠損に準ずべき程度の萎縮」は、第11級の9に準じて取り扱うこととするが、1側の単なる腫大は障害補償の対象として取り扱わないこと。

(ハ) 陰萎が他の障害に伴って生ずる場合には、原則として、当該他の障害の等級を認定すること。

「軽い尿道狭さく、陰茎の瘢痕又は硬結等による陰萎があるもの及び明らかに支配神経に変化が認められるもの」は、第14級の9に該当するが医学的に陰萎を立証することが困難なものは、障害補償の対象としない。

「射精障害」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 尿道又は射精管が断裂していること

(イ) 両側の下腹神経の断裂により当該神経の機能が失われていること

(ウ) 膀胱頸部の機能が失われていること

エ 膣口狭さくを残すもの（陰茎を膣に挿入することができないと認められるものに限る。）

オ 両側の卵管に閉塞若しくは癒着を残すもの、頸管に閉塞を残すもの又は子宮を失ったもの（画像所見により認められるものに限る。）

(3) 生殖機能に障害を残すもの（通常の性交で生殖を行うことができるものの、生殖機能に一定以上の障害を残すものが該当する。）

狭骨盤又は比較的狭骨盤（産科的真結合線が 10.5cm未滿又は入口部横径が 11.5cm未滿のもの）は、第 11 級の 9 を準用すること。

(4) 生殖機能に軽微な障害を残すもの（通常の性交で生殖を行うことができるものの、生殖機能にわずかな障害を残すものが該当する。）

次のものは、第 13 級の 3 の 3 を準用すること。

ア 一側のこう丸を失ったもの（一側のこう丸の亡失に準ずべき程度の萎縮を含む。）

イ 一側の卵巣を失ったもの

### 第 3 併合及び準用

#### 1 併合

胸腹部臓器の障害と系列を異にする障害が通常派生する関係にある場合には、併合することなく、いずれか上位の等級により認定すること。

(例) 外傷により、ろく骨の著しい変形（第 12 級の 5）が生じ、それを原因として呼吸機能の障害（第 11 級の 9）を残した場合は、上位等級である第 11 級の 9 に認定する。

## 2 準用

(1) 胸腹部臓器（生殖器を含む。）に障害等級認定基準に該当する障害が2以上ある場合には、労働者災害補償保険法施行規則第14条第4項により、併合の方法を用いて準用等級を定めること。

(例) 心機能の低下による軽度の運動耐容能の低下（第11級の9）があり、ペースメーカを植え込み（第9級の7の3）、かつ、食道狭さくによる通過障害を残した（第9級の7の3）場合は、準用第8級に認定する。

(2) 生殖器の障害のみがある者であって、生殖機能を完全に喪失したものに該当する場合は、その他の生殖機能の障害に該当する障害がある場合であっても、準用第7級に認定する。

(例) 両側のこう丸を失い（第7級の13）、かつ、器質的な原因による勃起障害（第9級の12）がある場合は、準用第7級に認定する。

認定基準の新旧対照表 (口の障害)

改正後	現 行
<p>4 ロ</p> <p>(1) 口の障害と障害等級 (省略)</p> <p>(2) 障害等級認定の基準 (省略)</p> <p>(3) 併合、準用、加重 イ 併合 (省略)</p> <p>ロ 準用 (イ) 舌の異常、咽喉支配神経の麻痺等によって生ずる嚥下障害については、その障害の程度に応じて、そしやく機能障害に係る等級を準用すること。 ((ロ) 以下省略)</p> <p>ハ 加重 (省略)</p>	<p>4 ロ</p> <p>(1) 口の障害と障害等級 (省略)</p> <p>(2) 障害等級認定の基準 (省略)</p> <p>(3) 併合、準用、加重 イ 併合 (省略)</p> <p>ロ 準用 (イ) <u>食道の狭さく</u>、舌の異常、咽喉支配神経の麻痺等によって生ずる嚥下障害については、その障害の程度に応じて、そしやく機能障害に係る等級を準用すること。 ((ロ) 以下省略)</p> <p>ハ 加重 (省略)</p>